

適時開示に係る宣誓書

平成 17 年 2 月 28 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 鶴 島 琢 夫 殿

本店所在地 東京都荒川区東尾久七丁目 2 番 35 号

会 社 名 旭電化工業株式会社

代 表 者 の 代表取締役会長 兼 最高経営責任者
役 職

氏名 (署名)

岩下 誠 宏



旭電化工業株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 17 年 2 月 28 日

会 社 名 旭電化工業株式会社

(コード番号 4401 東証第 1 部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 情報開示に関する基本方針

旭電化工業(株) (以下旭電化) および旭電化グループ (以下旭電化グループという) では、旭電化グループ行動憲章の中で「適切かつ公正な情報開示」を指針として定めている。「旭電化グループは、社会に役立つ企業情報を適時、適切に提供します。また、顧客のプライバシーを含む機密情報保護の重要性を十分認識し、顧客データその他の社内情報の取扱いについては、社内規則に則り、適切かつ厳正に管理します。」

2. 社内規定・基準

旭電化および旭電化グループでは、以下の規定・基準により、内部情報の報告義務、収集、一元管理および適時開示を行っている。

(1)内部者取引防止規定

内部者取引防止規定 第 3 章「内部情報の公表」の中で、①重要事実の発生後、遅滞ない公表、②公表者 (社長または総務・法務部担当役員)、③公表窓口 (総務・法務部) を定めている。

(2)旭電化グループ内部者取引防止運用基準

証券取引法改正による内部者取引規制の子会社等への適用拡大に伴い、「旭電化グループ内部者取引防止運用基準」を制定し、運用している。

情報管理事務局、情報取扱責任者の設置

旭電化および子会社等各社に、内部情報を集約し、管理するための事務局 (「情報管理事務局」) を設置し、情報取扱責任者を定めた。

情報管理事務局本部への情報集約

各社の情報管理事務局で集めた社内情報は、旭電化本体の情報管理事務局 (旭電化グループ全体の内部情報管理を統括する情報管理事務局本部) に集約、一元管理され、公表される。

内部情報の報告義務

旭電化および子会社等の役職員は、内部情報を知ったときは、速やかに「内部情報連絡票」により、自社の情報管理事務局を經由して情報管理事務局本部に報告する義務がある。

3. 社内組織体制

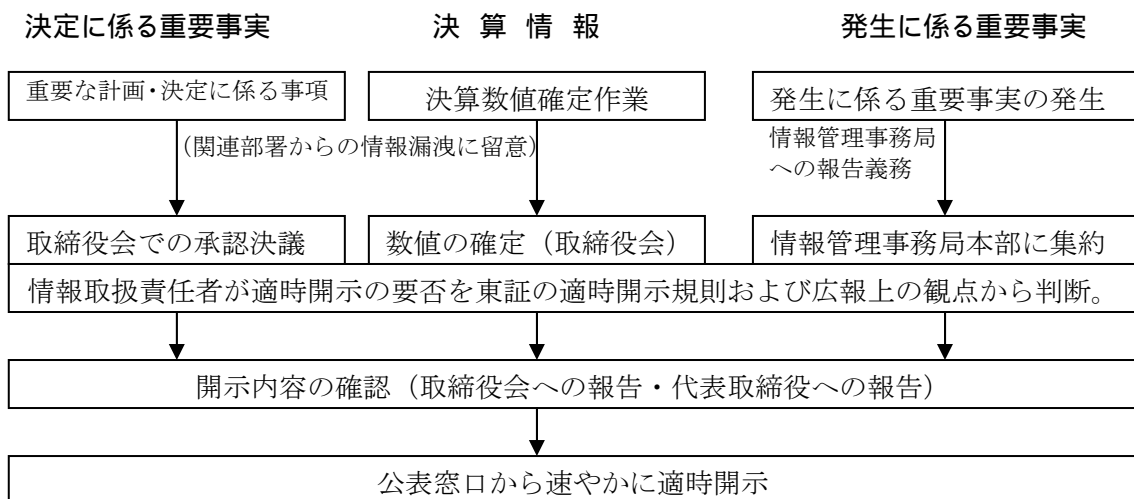
(1)情報取扱責任者 取締役 兼 常務執行役員 櫻井 邦彦

(2)社内組織の概要図 別紙「内部情報管理と適時開示のための社内組織概要図」の通り

4. 東京証券取引所への適時開示までの流れ

情報取扱責任者は、決定事実については取締役会承認決議後、決算情報については数値確定後（通常は取締役会承認後）、発生事実については当該事項の発生を知った役員や従業員から情報管理事務局への報告を義務付け、遅滞なく、適時開示を行います。

情報開示の際には、正確性、適正性を確保するため、取締役会および代表取締役に報告し、開示内容の確認を行った上で、公表しています。



以上

内部情報管理と適時開示のための社内組織概要図

